

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者 | 法人番号 | 住所 |
|------------|---------------|---------------|
| 総合警備保障株式会社 | 3010401016070 | 東京都港区元赤坂1-6-6 |

2 指名停止措置期間

令和4年4月18日～令和4年5月17日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、同社の使用人であった令和3年10月28日、ATM（現金自動預払機）のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6ヵ所に設置されたATMから現金を盗んだとして、令和4年1月5日、窃盗の疑いで千葉県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |